

(別紙1) 通所介護料金表

サービス提供時間数	3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満	
	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)
要介護1	3,967円	397円	4,160円	416円	6,111円	611円
要介護2	4,534円	453円	4,760円	476円	7,215円	722円
要介護3	5,135円	513円	5,382円	538円	8,330円	833円
要介護4	5,714円	571円	6,004円	600円	9,434円	943円
要介護5	6,304円	630円	6,615円	662円	10,549円	1,055円
サービス提供時間数	6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満			
	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)		
要介護1	6,261円	626円	7,054円	705円		
要介護2	7,387円	739円	8,330円	833円		
要介護3	8,534円	853円	9,648円	965円		
要介護4	9,659円	966円	10,967円	1,097円		
要介護5	10,806円	1,081円	12,307円	1,231円		

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における所要時間がやむをえず短くなった場合には、計画上のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮する場合には、通所介護計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた利用料となります。

- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌翌月）の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1日につき利用料が1,007円(利用者負担101円)減額されます。

「同一建物」とは、指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物をいいます。

※ 居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道503円(利用者負担51円)減額されます。

	加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	生活機能向上連携加算 Ⅱ 1 (単位数 200)	2,144円	214円	1月に1回
	入浴介助加算Ⅰ (単位数 40)	429円	43円	入浴介助を実施した日数
	入浴介助加算Ⅱ (単位数 55)	590円	59円	入浴介助を実施した日数
	栄養アセスメント加算 (単位数 50)	536円	54円	1月に1回
	科学的介護推進体制加算 (単位数 40)	429円	43円	1月に1回
	サービス提供体制強化加算Ⅱ (単位数 18)	193円	19円	サービス提供日数
	介護職員処遇改善加算	利用所定単位数の9.2%	左記の1～3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
	介護職員処遇改善加算 —(Ⅰ)—	利用所定単位数の5.9%	左記の1～3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
	特定処遇改善加算(Ⅰ)—	利用所定単位数の1.2%	左記の1～3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
	ベースアップ等支援加算	利用所定単位数の1.1%	左記の1～3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

◎1単位を10.72円として計算しています。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村（保険者）に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

① 食事の提供に要する費用	750 円（1 食当り 食材料費及び調理コスト）
② おむつ代	尿取パッド 50 円（1 枚当り） 紙おむつ 150 円（1 枚当り） 失禁パンツ 300 円（1 枚当り）
③日用品費	50 円（1 回利用あたり）
④教養娯楽費	50 円（1 回利用あたり）

※ 食費・おむつ代は運営規定の定めるものとする。